

No. 43 公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター

I 法人の概要

平成25年7月1日現在

1 法人の名称	公益財団法人岩手県暴力団追放推進センター		2 所管部署・課	岩手県警察本部 組織犯罪対策課		
3 設立の根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		4 代表者職・氏名	理事長 箱崎 安弘		
5 設立年月日 (公益法人、一般法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成4年4月27日 (平成23年1月12日公益財団法人へ移行)		6 事務所の所在地	〒020-0022 盛岡市大通一丁目2番1号		
			7 電話番号	019-624-8930		
8 資(基)本金等	600,000,000	円	うち県の 出資等	499,105,000円	83.2%	
9 設立の趣旨						
この法人は、暴力団員による不当な行為(以下「不当行為」という。)を予防するための広報事業、不当行為の相談事業及び不当行為の被害者に対する救援事業等を行うことにより、不当行為の防止及びこれによる被害の救済に資するとともに、県民の暴力団追放意識の高揚と暴力団追放運動を推進し、もって安全で住みよい岩手県の実現に寄与することを目的とする。						
10 事業内容						
(1) 不当行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。 (2) 不当行為の予防に関する個人又は法人その他の団体の活動を助けること。 (3) 不当行為に関する相談に応ずること。 (4) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。 (5) 暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための活動を行うこと。 (6) 岩手県公安委員会の委託を受けて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第14条に規定する講習を行うこと。 (7) 暴対法第32条の3第2項第8号の不当要求情報管理機関の業務を助けること。 (8) 不当行為の被害者に対して見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。 (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条に規定する少年指導委員に対して、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な研修を行うこと。 (10) 上記に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業						
11 常勤職員の状況	合計	3名	うち県派遣	0名	うち県OB	3名
	職員の平均年収	3,067千円(平均年齢 61才)※24年度実績				
12 常勤役員の状況	合計	1名	うち県派遣	0名	うち県OB	1名
	役員の平均年収	3,817千円(平均年齢 63才)※24年度実績				

経営目標(事業目標及び経営改善目標)の達成状況

(1) 事業目標

項目名	目標	実績
1 暴力団からの被害防止のための広報誌の配布(配布部数)	5万部	5.1万部
2 暴追県民大会の開催(参加者数)	1,000名以上	800名参加
3 暴力団被害者等に関する相談の適切な対応と支援(相談・照会件数)	前年比(123件)増	133件
4 暴力団離脱者に対する社会復帰支援(支援件数)	支援の実施	1件
5 責任者講習委託事業の効果的・計画的推進(実施回数、受講者数)	18回、400名	38回、501名
6 東日本大震災復旧・復興事業への暴力団介入阻止のための支援(相談・照会件数)	支援の実施	133件

(2) 経営改善目標

項目名	目標	実績
1 基本財産運用収入の確保	年利2%以上	年利2.03%
2 基本財産運用収入以外の確保(寄附金・賛助金)	前年(626万円)からの増額	687万円
3 暴追県民大会費用の節減(負担割合)	総経費の80%以内	62.62%
4 積極的な情報公開	未公開情報の公開	実施済
5 法人事業活動の積極的なPR活動・賛助会員の確保	会員減少率3%以内	前年比+1.1%

県の財政的関与の状況

(単位：千円)

項目	22年度	23年度	24年度
長期貸付金残高	0	0	0
短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0
短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0
損失補償（残高）	0	0	0
補助金（運営費）	0	0	0
補助金（事業費）	0	0	0
委託料（指定管理料を除く）	2,304	2,396	2,194
指定管理料	0	0	0
その他	0	0	0

財務の状況

(単位：千円)

貸借対照表	22年度	23年度	24年度
流動資産	6,153	9,598	6,303
固定資産	632,790	635,227	643,769
資産合計	638,943	644,825	650,072
流動負債	744	1,267	1,240
固定負債	1,024	512	683
負債合計	1,768	1,779	1,923
正味財産合計	637,175	643,046	648,149
負債・正味財産合計	638,943	644,825	650,072
正味財産増減計算書	22年度	23年度	24年度
経常収益	18,909	18,984	22,168
経常費用	24,159	22,015	23,513
うち事業費	11,914	16,200	16,845
うち管理費	12,245	5,815	6,668
当期経常増減額	▲ 5,250	▲ 3,031	▲ 1,345
経常外収益	10,203	8,912	6,523
経常外費用	359	10	74
当期一般正味財産増減額	4,594	5,871	5,104
当期指定正味財産増減額	0	0	0
正味財産期末残高	637,175	643,046	648,149

財務指標	22年度	23年度	24年度	傾向 (24/23年度)	計算式
自己資本比率 (%)	99.7	99.7	99.7	→	=正味財産／総資産×100
流動比率 (%)	826.7	757.2	508.3	↓	=流動資産合計／流動負債合計×100
有利子負債比率 (%)	0.0	0.0	0.0	→	=有利子負債／総資産×100
管理費比率 (%)	50.7	26.4	28.4	↑	=管理費／経常費用×100
人件費比率 (%)	29.4	22.4	23.9	↑	=人件費／経常費用×100
独立採算度 (%)	118.7	126.6	121.6	↓	= (経常収益＋経常外収益－補助金収入[運営費補助]) ／ (経常費用＋経常外費用) × 100
総資本経常利益率 (%)	▲0.8	▲0.5	▲0.2	↑	=当期経常増減額/正味財産期末残高 × 100

II 所管部局の評価

1 法人の役割と実績

(1) 法人の役割と実績

① 現状と課題

依然として暴力団の関与する凶悪事件は全国で後を絶たず、また、全国の自治体において暴力団排除条例の制定が進むなど、あらゆる場面からの暴力団排除の気運が高まりを見せていることから、今後も法人に対する社会的要請は引き続き存在するものと思われる。

② 方策

現在の社会情勢を鑑み、今後も事業を縮小することなく今まで同様に推進していく必要がある。
より多くの県民に対し、法人の存在意義や活動内容について周知を図り、多くの県民意見をj得ることで、質の高いサービスを提供できるよう指導・助言していく。

(2) 法人の財務

① 現状と課題

昨年度に比べ、当期正味財産増減額は減少しているものの、基本財産運用益及び受取賛助金や寄付金等が増加したことにより、正味財産期末残高については5,104千円の増加となっている。前年度に引き続き資産を増やしていることから、現時点では健全な財務状況にある。しかし、基本財産運用益については今後大幅な増収が見込めるかどうか確定的ではないことから、もう一つの収入の柱である賛助金や寄付金の増収を図ることが重要である。

② 方策

賛助金、寄附金を確保するためには、法人の認知度の向上が不可欠である。よって、事業への理解を深めるためのPR活動を活発に行うよう指導する。また、当課において依頼を受けて実施する外部への講習や講演会の際に法人の出席を促し、PRする場を提供するほか、当課で受理した相談を通じて法人を紹介するなど、法人の認知度向上に向けた支援を積極的に行う。

(3) 法人のマネジメント

① 現状と課題

危機管理規定を策定し、コンプライアンス対策について役員会等の機会において周知徹底を図っている。県民の意見や要望を把握する機会については、年に数回開催されている各地区の推進委員会等のみであることから、不十分な点が認められる。

② 方策

法人は企業等にコンプライアンス対策を推進させる立場にあることから、今後も率先したコンプライアンス対策を継続していく必要がある。県民の意見や要望の把握について、仕組みの構築や活用が不十分であると認められることから、ホームページを活用した仕組みの構築等を検討すると共に、活用が図られるように広報に努めるよう指導する。

(4) 法人への県関与

① 現状と課題

平成23年1月の公益財団法人移行時に役員の見直しを行い、知事及び県職員の役員への就任を原則廃止した。その他、法人への県関与は定款で定めるところの業務委託のみであり、業務は円滑に行われていることから、現状で課題は認められない。

② 方策

なし

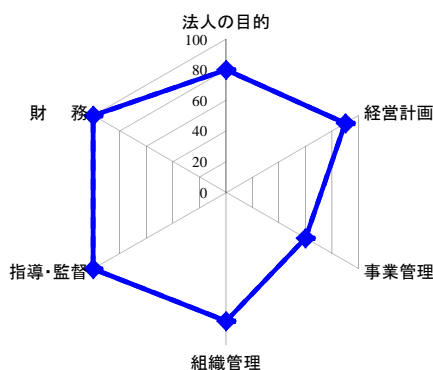
Ⅲ 統括部署（総務部）の総合評価

総合評価のレーダーチャート

評価分野	評価結果	前年度
法人の目的	80.0	80.0
経営計画	90.0	90.0
事業管理	60.0	60.0
組織管理	84.0	84.0
指導・監督	100.0	100.0
財務	A	A

注 点線は平成24年度における評価結果を示しています。

マネジメント・財務のレーダーチャート



(1) 法人が取り組むべきこと

- ① 復興に向けた県の施策実施における推進主体の一つとして、引き続き、警察や関係機関と連携して、被災地への暴力団介入阻止等の取組みを実施する必要があります。
- ② 県民からの意見・要望の把握は、年数回の各地区推進委員会等のみであることから、仕組みの構築等を検討するとともに、活用が図られるよう広報に努める必要がある。

(2) 所管部局が取り組むべきこと

県民からの意見・要望の把握のしくみの構築等を指導していく必要がある。

運営評価結果における指摘事項への取組状況

○平成22年度実施分

1 法人が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
法人は22・23年度と正味財産を取り崩して事業を実施する計画であり、現時点では法人運営に大きな影響を与える状況ではないものの、長期的に継続すれば問題であるため、正味財産取崩限度額等についても具体的な方針を定めた上で計画的に事業を実施する必要があります。	実施済	正味財産取崩限度額については、流動的に運用可能な預金を3,000万円弱程度保有していることから、この金額を最終的な取崩限度額として方針を定めた。	平成23年1月
当法人の情報公開は、インターネットにより決算状況等を公開していますが、行革推進法や第三セクターの抜本的改革等に関する指針を踏まえて、県の関与の情報や役職員の給与・報酬等についても積極的に公開していく必要があります。	取組中	平成23年1月12日の公益法人移行に合わせ、新体制における役職員の給与・報酬等に関する規程を定め、これを公開した。しかし、その他の情報については、移行後間もないこともあり公開すべき情報が整理されていない状況にあることから、公開準備が整った情報から随時公開を進めていく予定である。	平成24年度中
当法人では、ホームページにおいて要望等を把握するための仕組みを構築していますが、利用者等が少ない状況にあることから、十分な活用が図られるようにPR等を積極的に行う必要があります。	実施済	法人発行の広報誌に、法人のホームページについての情報を掲載しているほか、各種検索エンジンに法人のホームページを登録するなどして検索でのヒット率の向上を図った。また、各種講演・講習時にPRするなどしてホームページの認知度の向上を図っている。	随時

2 所管部局が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
当法人は、新公益法人制度において、公益財団法人移行に向けた準備を進めているところですが、理事等の構成を大幅に見直す予定であることから、新体制移行後も意思決定や業務が円滑に推進されるよう指導監督を行う必要があります。	実施済	当法人は暴力団対策法により定められた法人であり、同様の法人が各都道府県に1つ存在している。規模の大小の差異はあるものの、運営形態についてはほぼ同様であることから、円滑な運営に資することが出来るよう、他都道府県と随時情報交換を行い、法人への指導に反映させているほか、法人に対しても、法人同士で活発に情報交換を行うように指導している。	随時
当法人の実施する事業は、受益者負担の馴染まない公益的事業が大半であり、基本財産運用益、寄附金・賛助金等財源が限られていることから、事業に必要な財源の確保等について助言・支援していく必要があります。	実施済	寄附金・賛助金の確保のためには法人の認知度向上が不可欠であることから、当課において依頼を受けて実施する外部への講習・講演会の際に法人の出席を促し、法人のPRの機会を提供しているほか、当課で受理した相談を通じて法人を紹介するなど、法人の認知度向上に向けた支援を随時行っている。	随時

○平成23年度実施分

1 法人が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
復興に向けた県の施策実施における推進主体の一つとして、警察と連携し、被災地への暴力団介入阻止のための、復旧・復興事業を行う必要があります。	取組中	警察と連携し、被災地において復興事業等に従事する企業等に対し、直接の暴力団介入の防止を目的とした研修会を開催する。また、被災地以外の県内各地域においては、広く広報啓発活動を行うことにより、暴力団による復興事業等への介入の動向察知及び介入の未然防止を図る。復興事業等への参入業者からの暴力団関係相談及び照会に対し、警察と連携し適切な対応を実施する。	随時
当法人の情報公開は、インターネットにより決算状況等を公開していますが、行革推進法や第三セクターの抜本的改革等に関する指針を踏まえて、県の関与の情報や役職員の給与・報酬等についても積極的に公開していく必要があります。	取組中	第三セクターの抜本的改革等に関する指針等に則りホームページにおいて情報を公開する予定であるが、当法人のホームページは更新作業を外部に委託しており、費用がかかることから、更新時期について考慮しながら作業を進めることとする。	平成24年度中

2 所管部局が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
当法人の実施する事業は、受益者負担の馴染まない公益的事業が大半であり、基本財産運用益、寄附金・賛助金等財源が限られていることから、事業に必要な財源の確保等について助言・支援していく必要があります。	実施済	寄附金・賛助金の確保のためには法人の認知度向上が不可欠であることから、当課において依頼を受けて実施する外部への講習・講演会の際に法人の出席を促し、法人のPRの機会を提供しているほか、当課で受理した相談を通じて法人を紹介するなど、法人の認知度向上に向けた支援を随時行っている。	随時

○平成24年度実施分

1 法人が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
復興に向けた県の施策実施における推進主体の一つとして、警察と連携し、被災地への暴力団介入阻止のための、復旧・復興事業を行う必要があります。	取組中	警察と連携し、被災地において復興事業等に従事する企業等に対し、直接の暴力団介入の防止を目的とした研修会を開催する。また、被災地以外の県内各地域においては、広く広報啓発活動を行うことにより、暴力団による復興事業等への介入の動向察知及び介入の未然防止を図る。復興事業等への参入業者からの暴力団関係相談及び照会に対し、警察と連携し適切な対応を実施する。	随時
当法人の情報公開は、インターネットにより決算状況等を公開していますが、行革推進法や第三セクターの抜本的改革等に関する指針を踏まえて、県の関与の情報や役職員の給与・報酬等についても積極的に公開していく必要があります。	取組中	第三セクターの抜本的改革等に関する指針等に則りホームページにおいて情報を公開する予定であるが、当法人のホームページは更新作業を外部に委託しており、費用がかかることから、更新時期について考慮しながら作業を進めることとする。	随時

2 所管部局が取り組むべきこと

指摘事項	取組状況	取組による効果・進捗状況・特記事項等	達成時期
当法人の実施する事業は、受益者負担の馴染まない公益的事業が大半であり、基本財産運用益、寄附金・賛助金等財源が限られていることから、事業に必要な財源の確保等について助言・支援していく必要があります。	実施済	寄附金・賛助金の確保のためには法人の認知度向上が不可欠であることから、当課において依頼を受けて実施する外部への講習・講演会の際に法人の出席を促し、法人のPRの機会を提供しているほか、当課で受理した相談を通じて法人を紹介するなど、法人の認知度向上に向けた支援を随時行っている。	随時